■聴覚に障がいのある者の手話言語力が評価される社会に向けて

○背景

|  |
| --- |
| ・府手話言語条例は、聴覚障がいのある者の手話習得機会を保障・確保する法制度（学習指導要領（特別支援学校）等）がないことを踏まえ制定された。・これを受けて、府としては、聴覚に障がいのある者の言語としての手話の習得の機会の確保のみならず、聴覚に障がいのある者の手話言語力が評価されることを志向している。 |

○こめっこ等研究事業

|  |
| --- |
| ・「こめっこ」および「BABYこめっこ」に通う子どもを対象に、手話言語力の発達に関する調査研究を実施。・聴覚に障がいのある子どもの手話言語力がどのように発達していくかを明らかにするため、手話による文法、関係性などを　　チェック。➢研究主体　　　 ： 大阪府➢研究実施責任者 ： 河﨑佳子（神戸大学大学院　教授） |

○手話通訳者養成のための講師要件の明確化（意思疎通支援部会関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ・現在の府手話通訳者養成講座講師は、聴覚に障がいのある者が中心となって担っている。・しかしながら、現在、講師となるための府としての要件はなく、また、講師としての府への登録等もされていない（通訳者の　　登録はあり）。

|  |
| --- |
| 平成31年度より、府手話通訳者養成の講師となるための府としての講師要件を明確化し、講師の府への登録等の制度を導入　する方向。 |
|  |

 |